

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
 - 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
 - 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
- なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

合和 年 7 月 15 日

京都府公安委員会 印

弁明通知書番号
61-110-260611-674007
61-110-260614-664001
61-121-260614-723001
61-124-260614-600004
61-124-260614-600005
61-124-260614-600007
61-124-260614-600013
61-124-260614-604003
61-125-260614-548003
61-126-260614-608007
61-127-260614-706001
61-127-260614-711001
61-129-260510-520003
61-129-260614-515001
61-131-260614-749001
61-131-260614-749004
61-131-260614-751003
61-221-260614-758002
61-238-260614-831001
61-238-260614-831002

[illegible][illegible][illegible]